# 記載例

標 準 作 業 書 (破砕業)

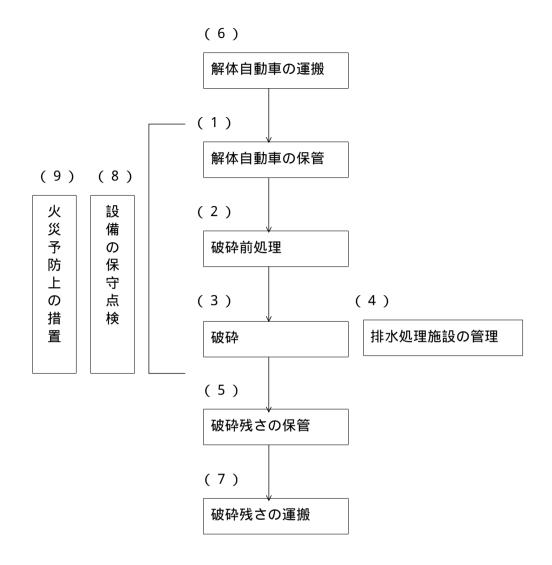
年 月 日 制定

## 目 次

- 1.フローチャート(処理の流れ)
- 2.事業場の配置図
- 3.解体自動車の運搬の方法
  - (1) 自社車両による運搬
  - (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託
- 4.解体自動車の保管の方法
  - (1) 保管場所の範囲の明確化
  - (2) 保管の方法
- 5.解体自動車の破砕前処理の方法
  - (1) 圧縮の方法(プレス機の例)
  - (2) せん断の方法(ギロチンシャーの例)
  - (3) 破砕前処理品の運搬先
  - (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置
- 6.解体自動車の破砕の方法
  - (1) 破砕の手順(プレシュレッダ+シュレッダの場合)
- 7.自動車破砕残さの保管の方法
  - (1) 保管設備の構造、使用方法等
  - (2) 保管方法等
  - (3) 破砕残さ以外の他の残さを混入しないための方法
- 8.排水処理施設の管理の方法
- 9.破砕業の用に供する施設の保守点検
  - (1) 保守点検計画等
- 10.火災予防上の措置
  - (1) 危険物への対応
  - (2) 労働安全衛生法への対応
  - (3) 緊急通報体制
  - (4) 従業員への周知・教育・訓練
- 11. 自動車破砕残さの運搬方法
  - (1) 自社車両による運搬
  - (2) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者への委託

この標準作業書は、事業所内に常備し、従業者に周知を徹底するものとする。外国人従業員についても、作業例を実際に示すなどにより、周知を徹底する。

## 1.フローチャート(処理の流れ)



- (1)解体自動車の保管の方法
- (2)解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3)解体自動車の破砕処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法
- (4)排水処理施設の管理方法
- (5)解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6)解体自動車の運搬の方法
- (7)解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8)破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9)火災予防上の措置

# 2.事業場の配置図

## 3.解体自動車の運搬の方法

## (1) 自社車両による運搬

解体自動車の運搬車両への積み降ろしは、フォークリフトにより行い、当社事業場及 び破砕事業者の保管場所の床面を破損させないよう留意して行う。

使用車種	最大積載量	登録番号

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(	2	) 廃棄物処理法の収集運搬業の許可業者へ	の委託
---	---	----------------------	-----

解体自動車の当社への運搬は、	原則、	自社の車両輸送車	で行うこと	ことするが、	車検、	修理
その他の事由で委託する場合は、	廃棄物	物収集運搬業の許可	を有する次	次の者へ委託	迁するこ	とと
する。						

## 4.解体自動車の保管の方法

(1) 保管場所の範囲の明確化

保管場所は、配置図に記載のとおり。

床面に白線を引き、保管場所の範囲を明示する。

保管場所の面積は m<sup>2</sup>

## (2) 保管の方法

圧縮していない解体自動車を保管する場合は、積み重ねる際は囲いから3m以内では2段 積み3mまで、その内側では3段積み高さ4.5mまでとする。

圧縮後の解体自動車については、50%勾配にて積み上げる。

< トラック等大型車を保管する場合 > 平置きで保管する。

### 5.解体自動車の破砕前処理の方法

### (1) 圧縮の方法(プレス機の例)

圧縮前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでプレス機まで運搬する。

ニブラ等重機を用いて解体自動車を掴み、作業場へ降ろし、簡易整形してプレス機に投入 する。

プレス機を遠隔操作にて作動させ2軸プレスを行う。

解体自動車を 台プレスするたびにフォークリフトにより保管場所へ運搬する。

圧縮に当たっては、自動車以外のもの(家電、自動販売機など)を混入することのないように行う。

## (2) せん断の方法(ギロチンシャーの例)

せん断前の解体自動車を保管場所からフォークリフトでギロチンシャーまで運搬する。

重機を用いてギロチンシャーに投入する。

せん断物をリフティングマグネットで保管場所に移動する。

せん断に当たっては、自動車以外のもの(家電、自動販売機など)を混入させることのないように行う。

1	2	١	破砕前処理の運搬先
(	2	)	収置別処理の建放元

破砕業者		
解体自動車全部利	用者	

#### (4) 生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置

<移動型施設の場合>

圧縮は移動先の事務所内の周辺に影響の少ない床面が鉄筋コンクリートで舗装された場所で行い、道路上では作業しない。

近隣に住宅がある場所では、早朝、夜間は作業しない。

廃油、廃液の漏出が合った場合には、直ちにウエス等で拭き取り、原状回復を図る。 また、解体業者に対し、廃油、廃液の確実な回収を促す。

## 6.解体自動車の破砕の方法

(1) 破砕の手順(プレシュレッダ+シュレッダの場合)

自動車以外のもの(家電、自販機等)の混入がないことを確認し、プレシュレッダに投入する。

解体自動車をシュレッダー機に投入し、細かく破砕加工した後、機器(磁気選別機等)により有用金属(鉄、アルミニウム等)を回収する。

#### 7. 自動車破砕残さの保管の方法

#### (1) 保管設備の構造、使用方法等

<屋根がある場合>

屋根、鉄筋コンクリート床面、排水処理施設のある保管施設で保管する。

<屋根がない場合>

排水処理施設により、汚水の処理を行う。

床面は鉄筋コンクリート構造であるが、汚水の地下浸透を防止するため、床面のひび 割れ等があれば、早急に補修を行う。

破砕残さの飛散又は流出がないように、必要に応じて防塵ネットを用いる。

(2) 保管方法等

破砕残さの飛散又は流失が起こらないように、保管する。

(3) 破砕残さ以外の他の残さを混入しないための方法 ASRと、それ以外の残さ(SR)とを区分して保管する。

- 8.排水処理施設の管理の方法(排水処理施設を設置する場合に限る)
  - <油水分離装置による場合>

バキュームにより、浮遊油を除去する。

毎日、各種の蓋を開け、油膜の状況、槽のひび割れの状態を確認する。

廃油、汚泥は定期的に引き抜き、産業廃棄物処理業の許可を持つ

)に処理委託する。

<排水処理施設による場合>

管理マニュアルに基づいて管理を行う。

## 9.破砕業の用に供する施設の保守点検

## (1) 保守点検計画等

次のとおり、保守点検箇所・チェックポイント、頻度を定めた保守点検計画に基づき、保守点検を実施する。この計画は、毎事業年度当初に見直し作業を行う。

区分	点検箇所・ポイント	点検時期	保守方法
1. プレス機			
2. せん断機			
3. 一次破砕機	破損の有無	1回/月	直ちに応急措置した後、 補修
4. 破砕機			
5. 選別機			
6. コンベヤ	破損の有無 異常音の有無	1 回/週 毎日(始業時)	
7. 囲い等	破損の有無 施錠の適否	1回/月 毎日(作業終了時)	
8. 床 面	ひび割れの有無 鉄板溶接部の隙間の有無 油膜の有無	毎日(始業時)	直ちに補修 直ちに補修 直ちに除去
9. 排水処理施設	放流水質 堆積物の量	随時 1 回/週(金曜日)	除去
10. 排水溝	破損の有無 ごみ・異物の撤去	1回/週(金曜日)	直ちに補修
11. 公害防止機器	破損の有無 貯留量の確認	1回/週(金曜日)	

#### 10.火災予防上の措置

## (1) 危険物への対応

管理者の選任

危険物の取扱いに関する管理者を選任する。

消火器の設置場所、本数等

別図のとおり(消火設備の配置図を添付)

決められた場所以外で火気を使用する場合は、防火責任者の許可を得る。

消火器、表示盤、看板の点検を実施する(3ヶ月に1回。防火責任者)。

喫煙場所以外では喫煙しない。

### (2) 労働安全衛生法への対応

アセチレン溶接装置等を使用して溶断する場合

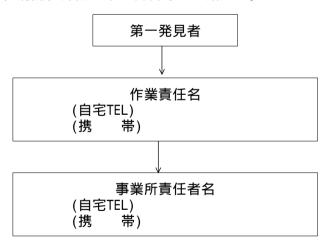
作業主任者:\_\_\_\_\_

### (3) 緊急通報体制

火災等の事故の発生時に備え、連絡先を記載した連絡通報体制図を作業所及び事務所の見 やすい場所に掲げる。

また、警察、消防、労働基準監督署等に連絡する。

(例)



## (4) 従業員への周知・教育・訓練

危険物の取扱い、高圧ガスの取扱い等について事業所職員全員が理解・実践できるよう年 回、周知・教育を実施する。

また、必要に応じ、緊急時における措置について訓練を行う。

周知・教育項目

消火器等消火設備の取扱方法

緊急時(火災時)の対応方法

# (1) 自社車両による運搬

破砕残さは、ダンプ、コンテナバンに搭載し、被覆シートで覆いをして雨による濡れ、飛 散流出がないように輸送する。

使用車種	最大積載量	登録番号

運搬に当たっては、廃棄物の収集運搬基準を遵守する。

(2)	廃棄物処理法の収	X集運搬業の許可業者への委託	
	委託する場合は、	廃棄物収集運搬業の許可を有する次の者へ委託するこ	ととする。